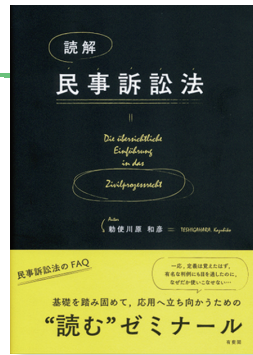


読解 民事訴訟法

勅使川原和彦

2015年2月刊/350頁/本体2800円+税
A5判/並製



編集
担当者
から

本誌読者の皆さんの中には、勅使川原先生の「演習」(132頁)にあわせ、すでに本書を手にとって下さったという方も多いかもかもしれません。おかげさまで、多くの反響があり、1か月経たずしてたちまち重版となりました！ 本書は、民事訴訟法を一通り学んでみただけで、苦手意識が拭えずに困っているという学生の方々を対象とした書籍です。基本概念の定義もしっかり暗記したはず、重要判例にも目を通したはずなのに、いざ問題を解いてみたりすると、思ったように点数の獲得につながらなくて愕然としたという経験はありませんか？ どうも民事訴訟法は、似て非なる概念の使い分けや、判例の流れを正確に理解できるようになるまでが、なかなか大変な科目のようです。このようなお悩みに応えるべく、多くのつまずきポイントの中でも、とりわけ優先度の高いテーマを15のUnitに厳選し、基礎から辿ってじわじわと解きほぐしていくことを心がけました。また、論点の取り上げ方についても、多くの基本書が採用している体系を超えて横断的な整理を試みるなど、大胆な工夫も施されています。一部分ですが、お薦めのUnitを有斐閣ホームページ上の「立ち読み」機能を通じて公開していますので、ぜひとも一度、ご覧いただければ幸いです。(S & Y)

Point!



各Unit冒頭で、つまずきや勘違いのもとに気がつけるような構造に。

Unit 8 「裁判力」のあり方 (その2)

Introduction

答案でよく見る読答の数々

【事例】 Xは、Yに対し、300万円の中古車の売買代金の支払を求め裁判所に訴え(第1)を提起したところ、Yはこの売買契約は錯誤によるもので無効だと主張して争ったが、受審裁判所はXの請求を全部認容し、主文で「YはXに300万円を支払え」という旨の判決をした。Yの上訴も棄功せず。この判決は確定した。Yは、強制執行は世間体が悪いからと任意に300万円をXに支払ったが、この判決は審判的実態としては誤っていて、Yは決して納得していなかった。そこで、上記売買契約は錯誤により無効でありXの受け取った300万円は不当利得であるとして、Xにこの300万円の返還を求めて訴え(第2)を提起した。

この事例で、「後訴の受審裁判所は、このYの訴えや主張をどのように処理すべきか」と学生たちが定期試験で問われた、とする。

前訴判決をあえて、神様のみから見て「誤判」としたのとは、後訴に裁判力が及ぶことを避ける意図を潜在的に持たせるための出題者のワナである。

また、Yに、前訴で通らなかった同じ主張を後訴で繰り返させたのも、解答者に「差し返し」を意識させて、Yの主張を却下したいという気にならさせようとする、反対

のワナである。

さて、この定期試験で出てくる読答の数々を、裁判力に関する部分について抜き出して見てみよう。どうして、これが読答(論点不正確さを欠く表現を含む)なのかをすべて説明できるなら、このUnitはもう卒業なら、読み飛ばしてしまって構わない。

読答① Yの主張する後訴の訴認物は「YのXに対する不当利得返還請求権」であるが、前訴の裁判力は、「XのYに対する売買代金請求権」が存在することに及んでおり、同一当事者間でこの主文中の判断に矛盾する主張をYがすることは、裁判力の消滅的効力により遮断される。後訴でYの「売買契約は錯誤無効」との主張は、前訴の裁判力ある判断に矛盾するから、許されず却下される。

読答② 前訴判決の裁判力は、判決主文に及ぶので、判決理由である「売買契約が錯誤により無効であるか否か」には及ばない。したがって、後訴でのYの主張に裁判力は及ばない。

読答③ 前訴の訴認物は「XのYに対する売買代金請求権(の存在)」であり、後訴の訴認物は「YのXに対する不当利得返還請求権(の存在)」で訴認物を異にするから前訴の裁判力は遮断に及ばない。

読答④ 読答①・②のように裁判力の効力に及ぶことを否定しつつ、しかし、Yが前訴判決で否定された「売買契約は錯誤無効」との主張を繰り返すのは、差し返しであり、前訴でも同じ争点として審理されたから手続保障も充分にある。

だから――

(第1) Yの主張は差支るから、

(第2) 差支る差支るとして、Yの右主張を却下すべきである。

(第3) 裁判力の効力は差し返しを許さないことであるし、裁判力の正当化根拠は、当事者に手続保障が与えられていたことであるから、**例外的に裁判力を経過して、Yの主張は許されないものとすべきである。**

138 | 法学教室 | May 2015 No.416